

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第 46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定について、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1号）、議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）、議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）、議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正 予算（第 1号）、以上 9 件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8 番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第 46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に ついて

2) 議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1号）（本委員会付託事項）

3) 議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）

- 4) 議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算 (第 1号)
- 5) 議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算 (第 1号)
- 6) 議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算 (第 1号)

2. 審査の経過。

7月3日、4日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井出建設課長、磯崎上下水道課長、藤井観光交流課長、滝内産業振興課長、河井健康増進課長、内田福祉事務所長、村嶋税務課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第 46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算 (第 1号) (本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算 (第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算 (第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 6) 議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算 (第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、補足的な説明といたしまして、議第 46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会におきましては、建設課長より3月議会で予算措置と条例改正

を同時に行うべきであった、またそれに気づくのが遅れ、解体工事の入札まで実施したことの報告があった。委員会ではそれに対し、いろいろ審議また答弁がありましたけれども、今後このようなことが起こらないよう、強く当局に申し入れを行いました。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 市営住宅の一部を改正する条例について、まずお尋ねをします。

昨年も、この課題につきましては政策空き家という、空き家にするための政策のような、意味のわからない政策で放置していると、こういうことが長い間続いてきたと思います。そして今回の条例は、その空き家の部分 7 軒を廃棄をすると。これは土地所有者にこの 2 軒については廃棄すれば土地を返せると、こういう事情で返すんだと、こういうことのようにありますが、残っております例えば丸山住宅も 69 戸のうち入っているのは 40 戸程度だというように聞いたと思いますが、いわゆる今後これをどうしていくのかということが早急に求められていると思うわけです。計画ができるまで何も手をつけなくて政策空き家でおくんだと、こういうことではいけないと思うわけです。で、そこら辺の方向づけについて、議会としてまた委員会としてどういう審議がなされたのかなされなかったのか、第 1 点お尋ねをしたいと思います。

これは、今の提案すべてを、議長、順次質問していったほうがいいですか、一つずつ、一問一答でよろしいですか。

議長（増田 清君） 全部まとめてお願いしますな。

1 番（沢登英信君） それから、一般会計の補正予算、山の家の水を 12 万円で 240 立米売らんだと、これは不用品として、物品として売らんだと。こういう提案がなされていようかと思いますが、そもそも山を家の指定管理の内容が、基本協定に違反をしていると。その違反している部分を正しなさいと。井戸について言うのであれば、30 万円以上の投資については、それは市当局が自ら行くと。そうしないと、公共施設であるのか指定管理者個人の施設であるのか、あいまいになってしまうんじゃないかと。結果としてなしてもらうときに寄贈を受けるのでいいんですよと、こういう論理でありますけれども、常識的に考えて、井戸を掘った人がそれをまた有料でその水を買うなんて、だれが考えてもおかしいような仕組みであると思います。そういうものを正せということになりますと、当然井戸にかかった費用を市が指定管理者に払って、全部市の施設として管理をするという方向づけが必要であると

と思いますが、そのような方向がなぜ検討されなかったのか。ただ業者の要求を法に合えばいいというような形で、次々と市の公共施設としてのあり方を問わずに許可をしていくという方向は改めなければならないと思います。

そういう意味でこの3カ年間の計画のうちまず1年間、どういう収支計画であったのか、とんとんにいっているのか大変な赤字が出ているのか、なぜ大変な赤字になったのか、そして農村体験施設としての公の施設ですので、単なるペンションや宿泊施設ではないと思うわけであります。昨年の、1年前の利用と今回の利用とを比較して、本当の意味で農村体験施設として利用している人たちがどの程度どういう人たちが利用をしているのか、当然チェックすべきことと思います。その点について、どうか、どういう状態になっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、12トンの水を1トン500円で売るんだと、こういうことではありますが、当局は日量340トンの水が出ると。それは土地に付随しているときには公の施設の保有財産であると、しかし、それが切り離されれば動産で物品だと。不用品として売ることができるんだと、こう言っております。その一方で、ご案内のようにチラシが出ていまして、下田市内だけではない、多くの方々があそこに無料で水くみにいっていると、こういう状態が出ているわけです。

物品であれば、市の資産、公有財産であります。それを許可なく無料で分けるということにはできないはずで。そして、当局が出してきました資料自身によりましても、地方自治法96条、地方自治体公共団体の議会は次に掲げる事件を決議しなければならないという規定がございます。条例で定める場合を除くほか、財産を交換、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること、こういう行為については議会の議決を経なさい、やっちはいけないじゃなくて議会に出して市民の了承を得なさい、こういう規定があるわけです。238条の4とあるいは239条の地方自治法のところは物品云々の規定がございますが、議会で議決すべき条項が既に96条できちっと定められております。無料で譲渡をする、上げるということは、何か委員会の中では売らんじゃないからいいんだとかというような、とんでもない議論をしていましたけれども、無償で上げるということは当然譲渡に当たるんです。同じ井戸の水を、片や不用品で売り、片や宣伝としてどなたにも、市民だけではないどなたにも無料で上げる、こういう措置をするときは、議会の議決が必要なんです。当然の地方自治法にのっとった議論をしていると思いますが、どういう議論をして自治法上妥当だと判断をしたのか、とんでもない間違いの判断

をあなた方委員会はしていると私は指摘をしたいと思いますが、その見解をお尋ねをいたします。

そして、これらのものは、何年か前に稲梓地区、須原、横川、加増野、市として水源を見つけたいということで、お金がなくてたった 15メートルだったですけれども、市は水源を探すための苦労を掘っております。これが 100メートル掘って 430トンの水が出てきたということは、大変そういう意味では市民にとって喜ばしいことだと思います。当然元小学校跡地であるわけですから、この業者の利用も含めて、やはり地域住民に還元をして喜ばれる、そういう措置が必要だと思うわけです。何でこの 240トンの水を、この業者のそれなりのものは評価するものは評価して、ただ法律に合うだけで金をもらえばいいんだということではなくて、本当に山の家をどうしていったら地域の人たちに受け入れられ、指定管理をしている人たちも納得をしてもらえるかという、こういう観点に立つ必要があると思うわけですね。議会で指摘されたことのみを法的につじつまを合わせればいいんだということが、結果として法的につじつまが合わない結果が今日はっきり出ている、指摘をしたいと思います。

それから、国民健康保険税のこの税率につきましては、残念ながらこの高率を下田がリードしているというような不名誉な状態にあると思います。で、18年度決算が1億4,000万円からの繰り越しを掲げ7,000万円の積み立てをする、積み立て総計は1億近くにもなる。こういうことからいえば、しかも4億円を超える、今年も4,000万ぐらいの滞納が増えて4億4,000万から4億5,000万になるだろうという、こういう予想の中で、国保の滞納金額の徴収を頑張っていただく、そういうことで確保することができれば、国保税を引き下げることができる。その措置をしないで来年医療費が上がるかもしれない、あるいは制度が変わるかもしれないので、その予備としてとっておくというようなことは、国保の税の目的からいってその年度に使う医療費の分をその年度に確保するというのが基本であります。

そういうことからいって、この予算は問題があると思うわけですが、その点についてどのような議論がされたのか。その15%もの滞納者がいるために89%の人たちがその人たちの分までも負わなければならないというこの指摘を、どう改善しようという方向が当局にあるのか、そして、この今日の大変高いという税率について、本当に当局が高いという認識をしているのかしていないのか、これが当然だというような認識で運営をされていたら市民にとっては大変不幸なことだという具合に考えるものであります。

以上、お尋ねいたします。

議長（増田 清君） はい。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、市営住宅の今後どうしていくという、どちらかというそのままになっている状況をどうしていくんだということについては、委員会でも議論になりまして、当局の方からは市営住宅のマスタープランとまではいかないまでも、それに近いものをやっていきたいというような話がございまして、それにかわるような計画が、これからの方針の計画をつくって庁内でしっかりと検討をしていく、そういうことを進めていきたい、というようなことで、これをしっかりとやってもらいたいとそういう要望もございました。

また、山の家の井戸水の問題 ですけども、物品という形で当局はとらえているということで、それを販売していくんだという話がございまして、その施設について沢登議員から 30 万円以上というのは市で当然行うべきものだという話がございましたけれども、増し掘りをして、先ほども話があったように、大量の水が出てくるようになって、それを指定管理しているところで自主事業としてやっていくということで、それを認めたという説明がありました。

また、1トン 500円で販売をしていくということの中で、そこに来る人、近隣の人も含め、あそこに見える人にその水をただで、無料で提供しているということについては、まずいのではないかと、無償で公共の物品といえども、やることについてはまずいのではないのかという指摘がございましたですけども、これはあくまでもあそこのあずさ山の家のPRということも当然ありますし、あずさ山の家というのは交流体験というものが主な目的でもあり、ともかくあそこに来ていただくということが大事であると。そのために、PR的なものということも兼ねてあそこで無料で皆さんに提供しているという考えであるということです。

それで、法的にそれは違法ではないかというような、先ほど指摘がありました件につきましては、財産の交換、譲与、無償貸し付けに関する条例というのがあるということで、その第6条に、「物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し又は、時価より低い価額で譲渡することができる」という項目がございまして、その第1の項目の中に「公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき」という項目があるということで、公的なという部分で、無償でということがいいのではないのかというような説明がございました。

それから、そもそもの本来のあずさ山の家 農村体験施設としての利用はちゃんとしっかりなされているのかということの質問ですけども、平成 17年には、具体的には下田市、これ

は8月2日に下田市の看護学校、これが42名の方が見えております。ネパール青少年交流団、これは10月7日から8日の2日間、これは18名、これは食事つきで行われております。それから、市内の親子会、これは12月9日ですけれども、2名の方が見えて、これは自炊ということも行っております。それから、市内の子供会、これは12月13日ですけれども18名、これもやはり自炊ということをやっております。それからキニック中学校52名が2月10日に見えて、これは食事つきで実施をしております。そのほか下田市また大島町のジュニアバレー交流大会のメンバーが33名、これは2月23日から24日の間来ております。また、今年度平成19年度には、市内の子供会12名、自炊、カレーライスをつくったということでございます。西伊豆の中学校46名、地元の箕作子供会37名、これはバーベキューということを実施しているという、そういうような現状で、地域の交流とかそういう本来の農村体験施設というものがそういう形で利用されているのではないかとこのように考えます。

山の家については、細かい収支報告書というのが一覧表では委員会をいただいておりますけれども、1年間の収支は相当な赤字であるという報告はいただいております。3千数百万でしょうか、収支が赤字であったという報告はいただいております。

それから次の国保税につきましてですけれども、やはりその引き下げをせずにそのままというような話でしたが、委員会の中では、特に引き下げをどうこうという議論はなかったわけですけれども、ただ低所得者層に負担が大きくなっているのではないかと、そういう議論の中で、6割4割という軽減があるわけですけれども、やはりこれを将来的、まあ今年度は厳しいわけですけれども、20年度にはこれをできれば7、5、2のそういう形にしていきたいというような要望、これは要望というんですかね、そういう形も考えているというような当局の意見もございました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 山の家の水を売る件であります、そこだけに集中するわけではなくて、全体の山を家の管理をどのようにしていくかということが大切だと思うわけです。で、今泊まっている方々が大変そういう意味では一定の主旨に合う人たちが利用してくださっているという報告を聞いて、一定の安心をしたところでありますが、当初の主契約、3年間の基本計画の中で業者が出してきました18年度の計画は、私の記憶ですとたしか6,000万からの収入を得て、プラ・マイ・ゼロないしは収益が上がると、こういう計画になっていたと思えます。これとの違いが、大変大きな開きが、しかもプラ・マイ・ゼロどころか3,700万もの赤

字になると、この傾向が 19年度、来年度も続くというようなことが予想されますと、この指定管理というのは大変危うい内容を持つようになると思うわけですが、こちら辺の収支に対する見解はどのように議論をされたのか。

それからちょっと聞き飛ばしてしまったもので、先ほど第6条による物品でこれを与えてもいいんだという法的な根拠を示されたようではありますが、法律名ともう一度そこをおさらいといいますが、教えていただきたいと思います。

それでいいにしてもですね、9月議会においてこの井戸水につきましては、増し掘りを認めるに当たりまして、山の家の行政財産、山の家を運営していくのに必要な水を確保するためのみに充てるんだと、業者が前もってこの水を売るといようなチラシを出しているけれどもこれはどうなのか、きっちり指導しなさいと、こういう質問に対して、副市長自らこれは行政財産の大変な果実である、したがって掘るに当たっては山の家に必要な水だけを使うんだと、それ以外には使いませんといような意味合いの答弁をしているわけですね。そしてそれ以外に使う場合にはきっちり検討をして、議会に諮る旨の相談をしますといような意味合いの答弁をきっちりしているわけです。

それで、これはまた議会にとって大変な重大なことになると思うわけです。議決事件なのか、当局は勝手に決めていいことなのかということでの問題提起をしているわけです。そういう経過からいって、地方自治法の96条で、対価なくしてこれを譲渡する、理由が何であろうと無償でこれを上げるということについては議会の議決事件にしなさいということが自治法できっちり定められている。これを無視してほかの法律を引き出して、ほかの法律で規定でこうなっているから議決しなくていいなんてことにはならないわけです。

この問題は、多くの問題が多くの議員からそれぞれの2月議会指定管理を受けてから3月、6月、9月といろいろ議論をされてきているところの課題ですね、意見は違うにしても。それを議決事件として議会の場で議論をしないという、この当局の姿勢こそが大変重大問題であると思うわけです。そういう観点から、96条の6項に明確に違反して、議決事件を議決をしていないと。ですから、当局の言うところの、500円で売る部分は当局の権限だから議決じゃないよという論理を展開していますけれども、無料で上げているんですから。それは43トンの中に入っているということになれば、43トンというのは行政財産なんですから。行政財産を無償でくれるということになれば、それはまた議決事項なんです。議決しなければならぬ。行政財産でなくて物品財産だとしても、それは不用品の決定をしてなおかつ無料で上げるということについては、議会の議決を経るといふ手続をしなければ決定ができない事

項なんです。法的に明確です、そんなことは。審議をし直していただくしかないと思います。よろしくをお願いします。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、山の家の収支に対する検討はされたのかどうかということですが、確かに収支報告書というものを当局から委員会としていただきました。ただ、先ほども言いましたように、当初の予定ではプラス・マイナス・ゼロぐらいというような計画であったわけですが、大変なマイナスであったという結果はいただきましたけれども、ではそれに対してどうしてというような、具体的な細かい部分への検討は委員会ではその場では行っておりません。ただその結果だけを見せていただいたという程度でございます。

それから、先ほどからありました、有償の場合には当局の判断だけでも、無償でやるということについては違法性があるのではないかとということで、どういうものを当局は根拠にして行っているのかという質問でございますけれども、コピーなものですからこれが何のどこという細かい部分まではわかりませんが「財産の交換、譲与、無償譲与等に関する条例」というものでございます。「昭和 39年 3月 31日 条例第 10号」というふうに記載がされておまして、この中のうちの第 6 条というふうに説明を聞いております。そのうちの先ほど私が読み上げさせていただきました公益上の必要に基づき譲渡する場合には無償でもよいというような文言がこの第 6 条に書いてございますけれども、それをもとにしているというような説明でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今の条文を、ちょっと休憩とって配付していただいただけませんか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 39 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、1 番 沢登英信君の質疑を続けます。

委員長どうぞ。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 今質疑のありました条文でございますが、これにつきまして委員会の中で細かく論議という形はございませんでしたが、書類的なものをいただいたという形でございます。

以上です。

〔「第6条、どこにあるの」と呼ぶ者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 第6条、2枚目の上から3行目、第6条の部分ということは聞いております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 6条を提起されますと、ちょっと読ませてもらいますが「物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し又は、時価より低い価額で譲渡することができる」ということですね。（1）は公益上の必要に基づき、公益上の必要ということなんでしょうか。恐らくこれは結局不用品を上げるという形、山の家の管理とは別個なんですね、この240トンの水を50円で売るというのは、いわゆる不用品だから売っていいんですよという論理ですね。それは、無償で上げる場合には議会の議決が必要だけれど、対価をもって売る場合には当局の首長の執行権限内だと。こういうことですが、議会の議決事項の96条の規定があるにもかかわらず、こちらのこの6条で普通財産の処分ができるんだというような判断はだれが考えたって成り立ちません。そうでしょう。議会が持っている権限を当局が決めた条例で法令に違反をしてこちらでいいだなんていうのは、これ話にはだれが考えてもならないでしょう。法令重視でしょう。法律の方が上でしょう、どう考えても。しかも、この規定は具体的にどういうことを想定している資料として提案されたのか、ただよこされただけでわからないという返事だったですけれども、どんなもんだったんでしょうか。

以上、最後になりますが、こういうことですので、きっちり休憩をとっていただいて、委員会としてどうするか協議し直していただいて、事後策をご検討いただきたい。こう最後に付け加えさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、先ほどの書類というのは、委員会での審議の中ではなかったわけではありますけれども、このような書類の中で無償で提供をしている

んだという説明でございました。

委員会におきましても、いろいろ今までの、このあずさ山の家の経過というものを踏まえただ中で、考えると事前にいろいろな微妙な問題だとかそういうものについては、今回の事例だけではなく、このような事案が出たときには事前にやはり議会へ説明というものがあっていいのではないのかというような委員からの要望というものも確かにございました。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） この条例は、今読みますと、普通財産の交換の規定です。普通財産の。無料で山の水を上げるというのは、普通財産ではありません。山の家の宣伝のためにやるんだ、そう言っているわけですから、行政財産に当たると思います。行政財産に当たれば当然議決が必要だ。行政財産に当たらないとしても、これは普通財産ではありませんので、物品ですから、不用品か不用品でないかをきっちり判断をして、水を欲しいという人に上げる上げないができると。そんな手続なんか一切踏めないし、そんなことをやっていたら実情に合わないことも明らかだと思えます。この条文は全くこのケースに当たらない条文、それをあたかも当たるかのように当局は出しているということが明らかだと思えます。地方自治法 96 条に基づいて、対価なくしてこれを譲渡しているわけですから、きっちり議案として出し直して審議をさせてください。この予算はそういうわけで通すわけにはいかない瑕疵ある予算だと、こういうことになると思います。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁いいですか。

ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4 番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第 45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定について
- 4) 議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算 (第 1号) (本委員会付託事項)

2．審査の経過。

7月3日、4日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、金崎学校教育課長、鈴木生涯学習課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第 45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算 (第 1号) (本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長(増田 清君) ここで、総務文教常任委員長は自席へお戻りください。

次に、議第 48号については、沢登英信君から会議規則第 98条第 2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

[1番 沢登英信君登壇]

1 番（沢登英信君） 少数意見の報告をさせていただきます。

報告者、沢登英信。賛成者、土屋誠司。下田市議会議長、増田 清様。

少数意見報告書。

7月4日、総務文教常任委員会において、留保しました少数意見を次のとおり、会議規則第98条2項の規定により報告をいたします。

記。

1．議案番号。

議第48号 下田市子育て支援基金条例の制定について

2．意見の要旨。

下田市は、新設高校開校に伴いまして蓮台寺パークを廃止し、子供プール等この施設を約2,900万円で県に売却をいたしました。

そしてこの売却代金を財政調整基金に予算措置をしていたところでありますが、平成19年度3月定例議会におきまして、子育て支援に使うよう議会から要請され、この要請を受け本会議に、今定例会におきまして「下田市子育て支援基金条例」を制定することになったものであります。

この経過の中では皆さんもご記憶に新しいと思いますが、議会におきましてもパークの廃止に当たって50メートルプールは県の教育委員会と交渉して市民が使えるようにしてほしい、子供プールについては、何とか残してあるいは移転をして、子供たちの健康増進、また交流の場所としてのプールを稲生沢地区に移転をしてほしい、こういう決議やPTAあるいは区長さんからも要望を受けて、議会が当局に要請をして当局がこれを受けとめてくれたと、こういう経過があると思うわけです。したがって、この下田市子育て支援基金条例第5条の繰替運用を認めるということは、この基金条例の制定の経過及び目的からいいますと、基金の運用を危うくする、こういう危険が伴うものであります。したがって、基金本来の目的、子育て支援に早急に緊急の課題に使用していただくということが肝要であります。これをためておいて、一時金として流用するというようなことはこの基金の目的からいって、また当局がとるべき姿勢ではないと。こういうことから第5条を基金条例から削除すべきものとして、少数意見を留保したものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 少数意見者は自席へお戻りください。

総務文教常任委員長、登壇お願いします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

議長（増田 清君） それでは、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番。

2番（藤井六一君） この条文案を見たときに、第5条の活字がほかの活字より大きく見えた、これは私だけではなかったかと、今この少数意見の留保ということで説明がありまして、そう強く感じました。

本会議のときの当局の答弁の中で、今後運用委員会といたしましたかね、そういうものを設けてきちっと運用していくから間違いがない、そのような答弁をいただいたと思います。この運用委員会なるものがこれからこの子育ての事業計画、そういうものにまで突っ込んでいくのかいかないのか、そういう議論が委員会で行われたかどうか、その点を1点伺います。

議長（増田 清君） 委員長どうぞ。

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 委員会で審議しております。ちょっとお待ちください。

質問にお答えします。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時 5分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、2番 藤井六一君の質疑を続けます。

委員長、答弁お願いします。

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 資金運用委員会というので、事業計画まで入るかというその点については議論はありませんでした。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 資金運用委員会というのはもう既にできているんですかね、これは、それが1点。

そうしますと、この基金の使われ方が非常に気になるというようなことで今の少数意見なんかも出てきていると思うんですけども、例えば蓮台寺パークがなくなってそれにかわるような、規模の大小はいずれにしても、かわるようなものをつくりたいとか、つくってほしいとか、そうした議論が、そうした審査というか、それが行われたかどうか。というのは、

その運用委員会どうのこうのと言ったのは、そうした基金の使われ方として、使い方として一番重要な部分の議論が少なく、何かその資金運用委員会できちっとやるから問題がないよと、奥歯に物が挟まったような、そんなような議論が行われたようなことをちょっと遠くの方から聞こえてきておりましたのであえて質問したわけですが、その点だけちょっとお伺いいたします。

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 資金運用委員会というのは、まだできていません。それでこれは、庁内の教育長を筆頭に総務課長、企画財政課長、福祉事務所長、学校教育の方の組織でつくるというように。

かわるようなものをということに対しては、委員会では敷根のプールの底上げをもっと浅くして使い勝手がよくなりましたらどうかというような意見もありましたけれども、今の財政状態でいくと、なかなか財政上容易でないなという当局の方からの意見をいただきました。

使われ方の議論ですが、基金の目的を損なわないで一定範囲でやっていくというような、地域における子育て支援を広く考えた中で運営していくというようなことで審議いたしました。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員長は自席にお戻りください。

ご苦労さまでした。

次に、沢登英信君の登壇をお願いいたします。

〔1番 沢登英信君登壇〕

議長（増田 清君） 議第48号に対する少数意見者の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） この基金の繰りかえの問題は、一番懸念しているのは、今までかつてあった基金が短期の繰り戻しをするのが本来の姿なのに、基金の運用が長くなっていると、こういう心配する懸念があるからであります。沢登さんもこれはご存じかと思います。で、今下田市の財政の中では、基金の、要するに一部借入れしながら回転しなければやっていけないというような財政状況であって、短期の場合は当然、短期であれば当然基金の繰りかえ運用はあっても一部やむを得ないところがあるのではないかと私はと思いますが、その点い

かがでしょうか。

1 番（沢登英信君） ご案内のように、繰りかえ運用規定は、基金の途中から改正されて多くの基金に繰りかえ運用がなされています。北海道の篤志家から、有志からいただいた教育資金等は、教育育成用にきっちり措置しなさい、あるいは、大久保婦久子さんのご家族からいただいた基金等はそれ以外はだめですということで、その他の基金についてはご案内のように庁舎の建設基金についても繰りかえ運用の規定があるところであります。これはそういう意味では、財政調整基金にあったものを基金条例にしたということと、子育て支援に関する事業が差し迫った事業としていっぱいやることがあるわけです。1年間も2年間もこれをためておいて、一時金、1年以内の短期の運用として約1,950万でしたかを利用するというようなむしろ事情がなくて、差し迫っている市民の要求に早急にこたえなければならないという課題からいっても、この規定は要らないと。ご案内のように、基金が億の金を積んで、その果実、利息を利用するという形の基金の運用の仕方と、元本そのものといいますが、基金そのものを運用するというやり方とがあらうかと思います。で、今回の子育て支援基金条例は、どちらかといいますと基金そのものを運用することが主になる基金条例だと思いますので、そういう基金の性格からいいたしても、この5条の繰りかえ運用をして一時金、資金上足りなくなったから1年以内になすからこの基金を使いたいというようなものは、やはりこの基金の主旨に合わないんじゃないか、ほかに基金があるわけですから、繰りかえ運用を持っている基金があるわけですから、そちらで対応していただいたらいかがかと、こう考えるものであります。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 常識的に考えて、2,000万弱の基金でこれを繰りかえ運用するほど私は差し迫って、まだ財政的に差し迫っているということは、私はないと信じているんですが、その点、委員会ではそれに手をつけるほど財政的に困っているのかいないのか、その議論があったか、その点お伺いいたします。

1番（沢登英信君） 委員としての認識は、表明はされませんでしたけれども、担当の総務課長からは大変困っているという説明はございました。

〔「企画財政課長」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 失礼しました。企画財政課長の方からはそういう説明はございました。終わります。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席にお戻りください。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することにいたしました。

次に、議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 少数意見の報告をさせていただきましたように、この子育て支援基金条例の第 5 条、繰りかえ運用の規定につきましては、この条例に不必要なもの、むしろあるとこの基金の運用を危うくするということありますので、原案に反対をいたします。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7 番。

〔7 番 田坂富代君登壇〕

7 番（田坂富代君） それでは、賛成討論を行います。

当局案に賛成の理由の 1 点目といたしまして、下田市においては、皆様ご承知のとおり大変厳しい財政運営をしております。その中で、繰りかえ運用の活用について、一時借り入れ利息を発生させないという財政運営面で効率的であるということ。2 点目といたしまして、小浜市、久留米市、綾部市など、他市の子育て支援基金条例においても繰りかえ運用の規定

がされているということ。3点目といたしまして、こちらが一番重要だと思うんですが、下田市子育て基金は、全議会の強い意見の中から当局が条例を出したもので、各議員の子育て基金に対する強い思いがあることから、よりチェックが厳しく働くと思われること、そしてそれを当局もよく理解しているということ。以上3点の理由から、繰りかえ運用の規定は問題ないものとしていたしまして賛成いたします。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第48号 下田市子育て支援基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 先ほど議論させていただきましたように、山の家の指定管理者より不用品として240トンの水を販売をして、12万円の歳入を受けると、この予算につきましては、山の家の指定管理の主旨からいって、きっちりと案件として単なる予算ではなくて、この議会で議論をさせていただいて、そして決定を見ると、こういう手続が必要な案件であると思います。それを、土地から切り離された物品であると。物品は有償であれば首長の権限で決裁ができる、不用品として売ったんです、こういうことではありますが、その一方で、既に不用品として売る以前から、指定管理者は大変いい水としてチラシを出し、市民及び市民以外の方々にも無料でこの水を提供していると、こういう事実があるわけです。これらのことは、当然議会で議論をして、どういう方向を目指すかということなしに決定できないことであ

ることは、先ほど言いました地方自治法 96条の規定で、無償で譲渡する場合は議会の議決事件であるわけであり、これを無視して予算のみを上程してきたこの予算は、瑕疵ある予算ということになりますので、認めるわけにいかない、反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6 番。

〔 6 番 岸山久志君登壇 〕

6 番（岸山久志君） 議第 49号であります、山の家の問題だと、水の問題だと思えます。委員会におきましては、山を家の井戸水の販売につきましては昨年度 3,700万の赤字、少しでもこれが収益になり、赤字の解消につながればということで、また、無料配布につきましては指定管理者の自主事業、下田市農村体験宿泊施設条例、主旨の第 1 条の都市・農村部との交流の一環として十分にそのための寄与にしていくについて、並びに P R になれば問題はないと考え、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1 号）に賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（増田 清君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） ご案内のように、国民健康保険事業の運営が大変医療費が少なくて済み、スムーズに運営されているということは大変喜ばしいことであると思えます。

しかし、その結果として 16年度に 13%、17年度に 8%余の引き上げをし、郡下でも各 4 項目すべての項目で下田市が一番高い税率あるいは税額を決めて、市民から結果として国民健康保険税を取り過ぎているという結果が明らかになっていると思います。その金額は 1 億 4,000万円もの 18年度決算の繰越金になると、こういうことであります。この費用を、高過ぎて払えない国民健康保険税の現状を改善するという方向に向けずに 7,000万円の繰入金、積立金、あるいは今後支出が予定されるであろう推定で、この 1 億 4,000万を使うというようなことは、やはり本末転倒と言わざるを得ないと思います。

といいますのは、国民健康保険税はご案内のように 15%の方々が滞納になっております。結局 85%の人たちが 15%の人たちの分も含めて国保税を支払うと、大変高い税 額にもなっているわけです。そして今日、1,000世帯の滞納が 4 億 4,000万を超える状態になっているわけです。この滞納金額をきっちりと納めていただく、こういう努力があれば、当然郡下一高い、ある場合には県下一高いとも言っているほどの今日の下田市の国民健康保険税の税率を引き下げることができる。具体的には、1 世帯 1 万円の引き下げを実現できると考えるものであります。

そのような方向の予算でない、市民に依然として高い国保料を押しつけていくこの運営の仕方、この予算については反対せざるを得ない、反対で あります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3 番。

〔3 番 伊藤英雄君登壇〕

3 番（伊藤英雄君） 議長指名により、国民健康保険税の特別会計の賛成意見を述べさせていただきます。

国民健康保険税は、反対者沢登議員が言いましたように、16年、17年と 2 カ年連続で値上げをしております。17年の値上げのときには、私も値上げに反対をいたしました。当時、医療費の状況を見れば 18年度は値上げはなくてもやっていけるという判断をしたわけでありま す。結果的には値上げをしなくてもやっ ていけた数字になりました。しかし議会では、値上げを可決したわけでありま す。この値上げを可決した理由は、医療費が毎年上下するという ことであります。そういう中で、万が一にも国保会計の赤字を出してはいけないというこの危機感から値上げをしたわけでありま す。

国保会計は実際の現実の医療費がどうなるかという予測は大変難しいものがあります。 18

年度は確かに医療費がおさまりましたので余裕が出たのでありますが、これをまた保険料の値下げという形をとれば、20年度、21年度の予測を立てるときに、やはり安全を考えていくという国保運営がなされる以上は、また値下げした分以上の値上げをしなければ国保会計の運営ができないということになるわけであります。国保会計の安定的な運営、この観点からいけば、今基金を積み立て、そのことによって値上げの圧力を緩ませるといいますが、そして、現行の保険料のままやっていけるような国保会計をつくっていくことが肝要であると思います。その点からいけば、今回値下げすることはむしろ国保会計の危機をつくり出すことにつながるという、考えることが賛成の1点。

それから、国保料が高いから滞納が多いというのはやや一面的な考えであろうと思います。税金が高ければ税金を納めないようになる、だから税金を下げるというのは、まじめに払っている人間から見れば、何だ払わないでいれば税金は下がってくるのかと。また、集まらなければ下げればよいじゃないかと。これは税のありように対する根本的なところで、姿勢の問題があるんじゃないだろうか。かのソクラテスは「悪法もまた法なり」と。やはり、決められた税はしっかりと納めてもらわなければならない。国保会計全体の中で保険料が不適切であれば、それはまた下げることもあるでしょう。しかし、一方で税の収入が悪いから下げるとするのは、やはり税に対する根本的な姿勢にやや問題が出てくる。

一方で、国保税には生活保護者あるいは所得に応じて税が課せられているという面もあります。したがって、所得がなければ税もまた安くなっている、そういう性質を持っています。無論、今後、所得割、財産割等の割合については検討をしていく必要はあると思います。しかしながら、基本的には税は納めてもらわなければならない、滞納はあってはならないという前提に立たなければ、現在14億にも上る滞納の解消にはつながらないわけでありませぬ。

職員にあっては、当然税を納めなくてもしょうがない、最近このしょうがないということが問題になっておりましたが、金がなければ納めなくてもしょうがないよというようなことではなく、やはりやりくりをしてでも納めてもらおうという姿勢で滞納問題には取り組んでおられると思いますが、やはり議会としても、納めるべきものは納める、不当に高いのであればそこは議論をしていくという姿勢である必要があると思います。

以上のような理由から、賛成するものであります。

議長（増田 清君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第 10号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第 10号 未払い年金の解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番。

〔5 番 鈴木 敬君登壇〕

5 番（鈴木 敬君） 発議第 10号 未払い年金の解決を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、未払い年金の解決を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 19年 7月 5日提出。

提出者、下田市議会議員、鈴木 敬。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

提案理由、未払い年金の解決を求めるため。

未払い年金の解決を求める意見書。

10年も前から 5,000万件を超える年金記録がだれのものか分からなくなっており、そのため受け取る年金額が減らされたり、受給権が消滅したりしている。

更に、1,430万件もの手書き記録がコンピューターに入力されていないことが明らかにされた。

今日、国民の不安と怒りが広がるのも当然である。社会保険事務所に問い合わせが押し寄せ、これに対応できず一層不安が広がっている。

1997年の「基礎年金番号制度」の導入に向けた作業の過程等で突合できない膨大な年金記録が生じ、今日に至っている。

よって政府の責任において未払い年金の解決について誠意をもって早期に実現されるよう次のように強く要望する。

記。

- 1．年金保険料の納付記録を全ての受給者、加入者に送ること。
- 2．領収書などが無くても、申し立てや証言等を尊重して支給できるようなシステムを構築すること。
- 3．政府の責任において 5,000万件の突合と 1,430万件の手書きの記録の突合を早急に行い未払い年金の回復を実現すること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出します。

平成 19年 7月 5日。静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ご苦勞さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 10号 未払い年金の解決を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成 19年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成 19年 6月 下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11時 52分閉会